

今回も参加者から色々な評価をもらった。これをふまえてもっとよい研修をいって生きたいと思う。参加者の声を最後に掲載する。

「他組織、もっと色々な方々の参加があるともっとよいと思った」。「イベント情報をホームページに全項目を掲載すると選択肢が増

えてよいのではと思う」。「もっと色々な関連の方が参加されればさらによいと思う」。「よい点を重視する考えを大事にしたいと思う」。「ステップアップ講座があれば受講したい」。「さらに密度の濃いものにしていってください」。

(東京労働安全衛生センター)

専門業者として石綿の危険性をよく知っていたにもかかわらず、労働者を石綿から保護する保護服と保護マスク、手袋などをキチンと支給せず、石綿の粉塵を完全に換気できる施設も設置しなかった点が認められる」とした。また、「石綿の危険性に対する安全教育を実施しないなど、従業員の安全配慮義務に違反した誤りが一部認められる」とも付け加えた。しかし、「石綿被害に適切に対処しなかった勤労者側の過失も全体の10%の範囲内で認められる」とした。

遺族らは、ウォン氏が1976年2月から2年間、石綿を原料として石綿反物を作るJ社の紡績部で働いて退職した後、2004年7月に三星ソウル病院で石綿曝露による中皮腫という診断を受けて闘病していたが、2006年10月に死亡すると、会社を相手に訴訟を提起していた。

2007年12月5日



韓国・毎日労働ニュース

初の石綿労災損賠裁判判決

韓国●釜山の紡織工場で働き中皮腫

韓国で初めて石綿に暴露して亡くなった労働者に、会社が損害賠償せよという判決が出された。会社の安全配慮義務違反の責任を裁判所が認めたものである。これによって類似の訴訟が続いて起こされるものと予想される。

4日、大邱(テグ)地方法院民事部は、2年余り石綿製造会社

で働き、中皮腫に罹って亡くなったウォン・某(死亡当時46歳・女性)氏の遺族が、釜山(プサン)にある石綿反物製造業者のJ社を相手に提起した損害賠償請求訴訟で、「被告は原告に1億3千万ウォン余(訳注:約9,200万円)を賠償せよ」と原告一部勝訴の判決を下した。

判決文は、「会社は石綿関連

「安全センター情報」2008年1・2月号訂正

表1に訂正箇所あり

石綿新法の業務上+業務外は147件ではなく、148件が正しい。(右表のとおり)

表11に訂正箇所あり。

32頁 西部鉄道は、春日部ではなく所沢が正しい

46頁 福岡中央に空白行あり→削除

47頁 日立金属九州工場は、直方ではなく行橋が正しい

表1 「処理経過簿」制度別、疾患別の概括

制度	疾病	業務上	疾病	業務外	業務上+業務外	認定率(上/(上+外))
労災保険法	肺がん	1,015	肺がん	330	1,345	75.5%
	中皮腫	1,509	中皮腫	186	1,695	89.0%
	その他	72	その他	54	126	57.1%
	小計	2,596	小計	570	3,166	82.0%
石綿新法	肺がん	272	肺がん	293	565	48.1%
	中皮腫	569	中皮腫	63	633	90.0%
	石綿肺	41	石綿肺、その他、対象疾病外	107	148	27.7%
	小計	882	小計	463	1,345	65.6%
合計		3,478	合計	1,033	4,511	77.1%